

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

近年，少子高齢化の一層の進行や，不適切な食生活や運動不足などに起因する生活習慣病，心の病に悩む人々の増加等により，県民の保健医療へのニーズも多様化・高度化しています。

また，東日本大震災や熊本地震のように大規模な自然災害発生時の医療や産科・小児科などの医療の確保とともに，いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる平成37（2025）年の高齢社会像を踏まえた地域包括ケアシステムの整備充実等も求められています。

国においては，地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため，平成26年に「地域における医療と介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）を制定し，県では，これを受けて，病床の機能分化及び連携並びに在宅医療を推進し，将来の医療需要に対応した適切な医療提供体制の構築を図るため，平成28年11月に「鹿児島県地域医療構想」を保健医療計画の一部として定めました。また，平成30年度を初年度とする「鹿児島県保健医療計画」（以下「県保健医療計画」という。）を策定したところです。

今回，熊毛支庁では，当該県保健医療計画との整合性を保ちつつ熊毛保健医療圏域（以下「圏域」という。）における，保健医療サービスに対するニーズを把握し，地域医療連携体制を主な内容とする圏域の特性や実情を踏まえた適切な保健医療提供体制の整備を目的として，地域医療連携計画（以下「地域計画」という。）を作成することとしたものです。

2 基本理念

○基本理念

**地域住民が健康で長生きでき，いつでも，どこでも
安心して医療を受けられる地域社会の実現
《早世の減少・健康寿命の延伸・QOLの向上》**

早世の減少，健康寿命の延伸，QOL^{*1}の向上を目標に，地域住民が健康で長生きでき，いつでも，どこでも安心して医療を受けられる地域社会を目指します。

3 計画の位置づけ

- 地域計画は，県保健医療計画の一部を構成するものです。
- 地域計画は，県保健医療計画の基本理念を踏まえた圏域別の医療連携体制等を具体的に記した計画であり，県保健医療計画と整合性を取りつつ圏域ごとの方策等を盛り込んだものです。
- 地域計画に盛り込む地域医療連携体制については，圏域内の保健医療等関係機関・団体等の連携の在り方を示すものです。
- 地域計画は，圏域内の市町，保健医療等関係機関・団体等の合意に基づき，保健医

*1 QOL：p16参照

療等施策の基本的方向を示すもので、圏域内の住民に対しては、自主的、積極的な健康行動や受診行動を期待するものです。

また、地域計画の推進に当たっては、共生・協働の理念のもと、行政・関係機関・住民など様々な分野の人々が協力して行うものとします。